



地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と社団法人山形県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害時に、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後に速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

（報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該処理等にかかる市町村が負担し、その価格は大規模災害発生時の直前における適正な価格を基準として、乙と当該市町村で協議の上決定する。

(損害賠償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての支援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(仮置場)

第11条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(報告)

第12条 乙は、本協定に係る協会員の人員、車両、資機材等の状況を2年ごとに作成し、これを甲に報告する。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡体制)

第13条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては文化環境部循環型社会推進課とし、乙においては社団法人山形県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(実施期日)

第15条 この協定は、平19年2月22日から実施する。

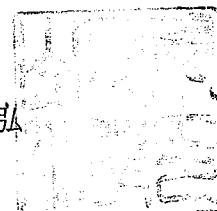
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年2月22日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事 齋藤 弘



乙 山形市あこだ町二丁目2番1号

社団法人山形県産業廃棄物協会

会長

